

西之表市ふるさと応援寄附基金条例をここに公布する。

平成20年9月29日

西之表市長 長野 力

西之表市条例第28号

西之表市ふるさと応援寄附基金条例

(設置)

第1条 西之表市ふるさと応援寄附条例(平成20年西之表市条例第27号。以下「寄附条例」という。)に基づき寄附された寄附金を適正に管理し、運用することを目的として西之表市ふるさと応援寄附基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、次の各号により積み立てる。

- (1) 寄附条例第2条第1号から第8号までの事業に係る指定寄附金
- (2) 基金の運用から生じる収益金
- (3) その他予算に計上する額

2 前項の規定による積立ては、同項第1号の事業ごとに行う。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 第2条第1項第2号の収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(寄附者への配慮)

第6条 市長は、基金の積立て、管理、処分その他基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(処分)

第7条 この基金は、寄附条例第1条の目的を達成するため、寄附条例第2条第

1号から第8号までの事業に要する費用に充てる場合に限り、処分することができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。